

品川区道路状空地の管理に関する要綱

制定	平成9年3月31日区長決定
	平成9年3月 要綱第35号
改正	平成21年3月27日部長決定
	平成21年4月 要綱第248号
改正	平成24年3月31日部長決定
	平成24年4月 要綱第93号
改正	平成27年3月6日部長決定
	平成27年4月 要綱第72号
改正	平成28年2月1日部長決定
	平成28年2月 要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、道路状空地の管理について必要な事項を定め、もって区内の一般交通の安全および利便を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路状空地」とは、特別区道、品川区有通路、法定外公共物で通路化しているもの（以下「道路等」という。）に面し、道路法（昭和27年法律第180号）または品川区有通路条例（昭和58年品川区条例第31号）の適用を受けない敷地で次に掲げるものをいう。

- (1) 一般交通の安全を確保するために道路等を拡幅するために必要な敷地
- (2) 前号に規定するもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 この要綱において「管理」とは、道路状空地を整備し、その維持および修繕を行うことをいう。

(管理の承諾)

第3条 区長は、道路状空地の所有者または地上権者その他利害関係人の承諾を得て、道路状空地の管理をすることができる。

(道路状空地の台帳)

第4条 区長は、その管理する道路状空地の台帳を調製し、これを保管するものとする。

(禁止行為)

第5条 道路状空地では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路状空地を損傷し、または汚損すること。
- (2) 道路状空地に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路状空地の構造または通行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号のほか、道路状空地の管理上支障があると認められる行為をすること。

(禁止行為の違反に対する措置)

第6条 区長は、前条の規定に違反した者に対し、行為の中止その他通行の危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止または制限)

第7条 区長は、次の各号の一に該当する場合には、道路状空地の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路状空地の通行を禁止し、または制限することができる。

- (1) 道路状空地の破損等の理由により通行が危険であると認めるとき。
- (2) 道路状空地の工事等のためやむを得ないと認めるとき。

(細街路拡幅整備用地への適用)

第8条 品川区細街路拡幅整備要綱（昭和63年3月7日区長決定）第12条第2項の規定に基づき寄付または無償使用承諾のあった後退用地およびすみ切り用地（道路法または品川区有通路条例の適用を受けるものを除く。）の管理については、当該後退用地およびすみ切り用地を特別区道の道路の区域とするまでの間、第1条から第4条までの規定を除き、本要綱を適用する。この場合において、「道路状空地」とあるのは「寄付または無償使用承諾のあった後退用地およびすみ切り用地」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則（平成21年4月1日組織改正による部の名称変更）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則（平成24年4月1日組織改正による部の名称変更）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。